

広島県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
庄原市西城町大屋字上り原甲五九四	加藤 豊三 加藤 靖章
庄原市西城町大屋字立目乙七〇四	立目 隆宣 立目 惠津子
庄原市西城町大屋字畑ヶ谷山七〇六	立目 隆宣
庄原市西城町大屋字畑ヶ谷山七〇八の一	立目 隆宣 立目 惠津子
庄原市西城町大屋字畑ヶ谷山七〇八の五	立目 隆宣 立目 惠津子
庄原市西城町大屋字畑ヶ谷山七一二の二	立目 隆宣 立目 惠津子
庄原市西城町大屋字前三角八二六の二	立目 惠津子 立目 隆宣 立目 美男 立目 隆宣 立目 惠津子 立目 康恵 立目 康恵 立目 隆範 立目 甲成 立目 茂富
庄原市西城町大屋字奥三角八三〇	立目 惠津子 立目 隆宣 立目 美男 立目 隆宣 立目 惠津子 立目 康恵 立目 康恵 立目 隆範 立目 甲成 立目 茂富
庄原市西城町八鳥字大シデ五一八三	安井 ミツエ
庄原市西城町熊野字大用五四五三	岡崎 光治 檜田 泰生 崎谷 泰和 前本 浩孝
庄原市西城町三坂字永金向五〇〇六の一	石田 純子 河口 智章 岸 福美

	柳生 富美榮 前谷 英一 柳生 隆敏 尼子 虎雄 河崎 マスエ 畑中 良介 溝口 秀樹 黒木 愛子 中藤 光宜 高橋 卓三
庄原市西城町三坂字永金向五〇〇七の一	石田 純子 河口 智章 岸 福美 柳生 富美榮 前谷 英一 柳生 隆敏 尼子 虎雄 河崎 マスエ 畑中 良介 溝口 秀樹 黒木 愛子 中藤 光宜 高橋 卓三
庄原市西城町三坂字岩祖五〇一二の一	石田 純子 河口 智章 岸 福美 柳生 富美榮 前谷 英一 柳生 隆敏 尼子 虎雄 河崎 マスエ 畑中 良介 溝口 秀樹 黒木 愛子 中藤 光宜 高橋 卓三
庄原市高野町高暮字高暮山五二八一の三〇	山本 勲 小野 広昭 石原 惠藏 糸賀 豊徳
庄原市高野町高暮字本高暮山五二八一の一五七	奥田 和訓
庄原市西城町小鳥原字椀谷五三二九の三四	岩津 好夫
庄原市口和町字谷中山五五〇〇の四	宗教法人 本宮神社

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)